

## ようこそ労働組合へ ～なぜ組合が必要なのか?～

### 労働組合を知ろう

労働組合のある会社とない会社があります。組合があるところと、ないところでは何が違うのでしょうか。

### 労働組合とは何をするところ?

働いていると、会社(使用者)に対して、こうしてほしいと思うことがたくさんできます。大勢の従業員(労働者)がバラバラに言い出せば、なかなかまとまりません。

そこで、労働組合という団体をつくり、給料の改訂や安全衛生の対策、その他いろいろな意見を会社に対して提案していくのです。

ひとりひとりでは弱いですが、仲間が集まれば力は何倍にもなります。会社も何か新しい事を始めたり、変更する時には組合の意見を聞いて進めなければいけません。

労使がお互いに一番良い働き方を見つけていくために、労働組合はあるのです。



ここが違う	労働組合がある場合	労働組合がない場合
給料・ボーナスを含めた労働諸条件の改訂	定期交渉などで話し合います。	会社からの通達のみ
時間外協定など従業員代表者の署名	労働組合の代表者。	会社の都合の良い人物
リストラや会社の合併分社化への対応	会社と話し合って決めます。	会社からの通達のみ
貯金や保険の制度	労働金庫や全労済から、お金を借りたり、共済に入ることができます。	会社の制度のみ
従業員の交流	いろいろな行事を行い交流を深めます。組合主催の研修会などもあります。	職場での行事が主流

## 会社に「労働組合」がないときは、どうすればいいの？

労働組合のある中小企業はなんと3%以下・・・実は労働組合がない会社のほうが多いのです。もし労働問題が起きそうな職場環境で働く労働者は、合同労働組合に加入するのも手かも。一人でも、派遣・契約社員といった非正規雇用でも、アルバイト・パート・フリーターでも加入できます。

## 中小企業・ITベンチャーでは「労働組合」があるほうが珍しい!?

労働組合は、2人以上の労働者が、労働条件の改善などを目的として、組合を作ることに合意をすればできます。

ここにいう労働者は正社員に限らず、パートやアルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣労働者も含まれます。



## 組合を作った場合は？

基本的なルールを定めた組合同規約が必要になってきます。そこに組合の活動や予算、委員の選出方法や総会をいつ開催するか、など基本的ルールを定めておくわけです。その際は、労働組合法が要求する内容の規約を定める必要があります。それというのも、そうした規約がないと、労働委員会の不当労働行為救済手続を利用できない(労働組合法5条)からです。

しかし、これらのことを経験のない人たちが行うのは難しい場合がありますので、専門のアドバイザー(行政書士など)に相談を持ちかけるといいでしょう。

